

各種事務事業以外の行政制度調整方針案

(新潟地域合併問題協議会で合意された事項)

基本的協議事項

合併の方式	1 ページ
財産の取扱い	2 ページ

合併特例法に規定されている協議事項

議会の議員の任期及び定数の取扱い	3 ページ
地方税の取扱い	4 ページ
地域審議会の取扱い	5 ページ
農業委員会の取扱い	6 ページ
一般職の職員の取扱い	7 ページ

その他の必要協議事項

特別職の職員の取扱い	8 ページ
行政機構及び組織の取扱い	9 ページ
一部事務組合等の取扱い	10 ページ
使用料・手数料の取扱い	15 ページ
公共的団体等の取扱い	17 ページ
各種団体への補助金・交付金の取扱い	18 ページ
町字名の取扱い	19 ページ
慣行の取扱い	20 ページ

合併の方式

調整方針案
白根市, 豊栄市, 小須戸町, 横越町, 亀田町, 岩室村, 西川町, 味方村, 潟東村, 月潟村及び中之口村を廃し, その区域を新潟市に編入する編入合併とする。

財産の取扱い

調整方針案
白根市, 豊栄市, 小須戸町, 横越町, 亀田町, 岩室村, 西川町, 味方村, 潟東村, 月潟村及び中之口村の財産(権利及び義務を含む)及び公の施設は, 全て新潟市に引き継ぐ。

議会の議員の任期及び定数の取扱い

調整方針案
市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項に規定する、定数に関する特例を適用する。

地方税の取扱い

税目	調整方針案
個人市町村民税	新潟市の制度に統一する。 ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く2年度は500円加算した税額とする。 なお、地方税法の改正により均等割の標準税率が統一され、新潟市と同率になった場合は、不均一課税を実施しない。
法人市町村民税	新潟市の制度に統一する。 ただし、法人税割については、新潟市より税率が低い場合は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く3年度は現行のとおりとする。
固定資産税	新潟市の制度に統一する。
軽自動車税	新潟市の制度に統一する。
市町村たばこ税	新潟市の制度に統一する。
鉱産税	新潟市の制度に統一する。
特別土地保有税	新潟市の制度に統一する。
入湯税	新潟市の制度に統一する。
事業所税	新潟市の制度を適用する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。
都市計画税	新潟市の制度に統一する。 ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。

地域審議会の取扱い

調整方針案
白根市, 豊栄市, 小須戸町, 横越町, 亀田町, 岩室村, 西川町, 味方村, 湯東村, 月潟村及び中之口村の区域ごとに, 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定を適用し, 地域審議会を設置する。

農業委員会の取扱い

調整方針案

農業委員会については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項及び第3項の規定を適用し、現在各市町村に設置されている農業委員会の区域及び選挙による委員の定数を以下のとおりとして、4農業委員会を設置する。

新潟市農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を30人とする。

白根市農業委員会、小須戸町農業委員会、横越町農業委員会及び亀田町農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を27人とする。

豊栄市農業委員会が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を13人とする。

岩室村農業委員会、西川町農業委員会、味方村農業委員会、潟東村農業委員会、月潟村農業委員会及び中之口村農業委員会
が所管する区域に、1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数を28人とする。

ただし、各農業委員会の区域については、合併後の状況により再編、見直しを図る。

一般職の職員の取扱い

調整方針案
<p>(1) 白根市, 豊栄市, 小須戸町, 横越町, 亀田町, 岩室村, 西川町, 味方村, 潟東村, 月潟村及び中之口村の定数内職員及び定数外の休職中等の職員は, 全て新潟市の職員として引き継ぐ。</p> <p>(2) 職員の任免, 給与その他の身分の取扱いについては, 新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし, その細目は関係市町村の長が別に協議して定める。</p>

特別職の職員の取扱い

項 目	調 整 方 針 案
三役及び教育長の身分の取扱い	<p>白根市, 豊栄市, 小須戸町, 横越町, 亀田町, 岩室村, 西川町, 味方村, 湍東村, 月湍村及び中之口村の三役及び教育長は失職とする。</p> <p>なお, 当該市町村長は, 原則として地域審議会の委員とするが, その具体的な取扱いについては, 合併関係市町村の長が別に協議して定める。</p> <p>また, 当該市町村の助役, 収入役及び教育長の身分の取扱いについては, 合併関係市町村の長が別に協議して定める。</p>
行政委員会及び監査委員並びにその委員の身分の取扱い	<p>白根市, 豊栄市, 小須戸町, 横越町, 亀田町, 岩室村, 西川町, 味方村, 湍東村, 月湍村及び中之口村に置かれている行政委員会及び監査委員は廃止し, その委員は失職とする。</p>

行政機構及び組織の取扱い

項 目	調 整 方 針 案
各市町村の役所、 役場及び行政組織 機構の取扱い	<p>合併前の行政サービス水準を確保するため、白根市役所、豊栄市役所、小須戸町役場、横越町役場、亀田町役場、岩室村役場、西川町役場、味方村役場、潟東村役場、月潟村役場及び中之口村役場は、合併時に地方自治法上の支所とする。</p> <p>ただし、(1) 各支所については、現行の組織機能を考慮した組織体制とする。</p> <p>(2) 支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併後の状況により再編、見直しを図る。</p> <p>(3) 住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。</p> <p>(4) 各市町村に設置されている地方自治法上の出張所については、住民サービスの低下を招かないよう配慮した組織とし、合併後の状況により再編、見直しを図る。</p>
附属機関の取扱い	<p>白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村に置かれている附属機関は、廃止する。</p> <p>ただし、必要により各市町村の実情に応じた適切な措置を講ずる。</p> <p>また、合併後の附属機関の委員構成については、必要により各市町村の実情に応じた適切な措置を講ずる。</p>

一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の名称	構成市町村等													調整方針案
	新潟市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	岩室村	西川町	味方村	潟東村	月潟村	中之口村	その他	
新潟県自治会館管理組合（※）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県内市町村	白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村は，合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市は継続加入する。
新潟県町村人事事務組合（※）				○	○	○	○	○	○	○	○	○	県内町村	小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村は，合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市の制度に統一する。
新潟県町村職員退職手当組合（※）				○	○	○	○	○	○	○	○	○	県内町村	小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村は，合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市の制度に統一する。
新潟東港地域水道用水供給企業団	○		○										新発田市ほか	豊栄市は合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市は継続加入する。
新潟東港臨海水道企業団	○		○										県・聖籠町	豊栄市は合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市は継続加入する。
巻町・西川町上水道原水供給企業団								○					巻町	西川町は合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市がその地位を継承する。
中之口村潟東村上水道企業団										○		○		合併の前日の終了をもって解散し，財産，事務及び職員は，全て新潟市に引き継ぐ。 なお，職員の取扱いは一般職の職員の取扱いに準ずる。
西蒲原福祉事務組合	○						○	○	○	○	○	○	巻町ほか	岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村は，合併の前日の終了をもって脱退し，新潟市がその地位を継承の上，継続加入する。 また，合併後も負担金の算出にあたっては，合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担，組合の存廃，将来の脱退に関しては，構成員・組合事務局と今後協議を行う。

一部事務組合等の名称	構成市町村等												調整方針案	
	新潟市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	岩室村	西川町	味方村	潟東村	月潟村	中之口村		その他
新潟県中東福祉事務組合		○		○	○	○							新津市ほか	白根市, 小須戸町, 横越町及び亀田町は, 合併の前日の終了をもって脱退し, 新潟市がその地位を継承する。 また, 合併後も負担金の算出にあたっては, 合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担, 組合の存廃, 将来の脱退に関しては, 構成員・組合事務局と今後協議を行う。
下越障害福祉事務組合			○										新発田市ほか	豊栄市は, 合併の前日の終了をもって脱退し, 新潟市がその地位を継承する。 また, 合併後も負担金の算出にあたっては, 合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担, 組合の存廃, 将来の脱退に関しては, 構成員・組合事務局と今後協議を行う。
三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合	○						○	○	○	○	○	○	三条市ほか	岩室村, 西川町, 味方村, 潟東村, 月潟村及び中之口村は合併の前日の終了をもって脱退し, 新潟市がその地位を継承の上, 継続加入する。 また, 合併後も負担金の算出にあたっては, 合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担, 組合の存廃, 将来の脱退に関しては, 構成員・組合事務局と今後協議を行う。
四市中東蒲原老人福祉施設事務組合		○		○	○	○							新津市ほか	白根市, 小須戸町, 横越町及び亀田町は, 合併の前日の終了をもって脱退する。 ただし, 特別養護老人ホーム運営事業及び養護老人ホーム運営事業については, 新潟市が地位を継承する。 また, 合併後も負担金の算出にあたっては, 合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担, 組合の存廃, 将来の脱退に関しては, 構成員・組合事務局と今後協議を行う。
新発田地域老人福祉保健事務組合			○										新発田市ほか	豊栄市は, 合併の前日の終了をもって脱退する。 ただし, 養護老人ホームにおける現入所者の利用は確保する。
新潟地区広域清掃事務組合	○				○	○								合併の前日の終了をもって解散し, 財産, 事務及び職員は, 全て新潟市に引き継ぐ。 なお, 職員の取扱いは一般職の職員の取扱いに準ずる。
白根地域広域事務組合		○		○					○		○	○		合併の前日の終了をもって解散し, 財産, 事務及び職員は, 全て新潟市に引き継ぐ。 なお, 職員の取扱いは一般職の職員の取扱いに準ずる。
豊栄郷清掃施設処理組合			○										聖籠町	豊栄市は, 合併の前日の終了をもって脱退し, 新潟市がその地位を継承する。 また, 合併後も負担金の算出にあたっては, 合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担, 組合の存廃, 将来の脱退に関しては, 構成員・組合事務局と今後協議を行う。

一部事務組合等の名称	構成市町村等												調整方針案	
	新潟市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	岩室村	西川町	味方村	湯東村	月潟村	中之口村		その他
阿賀北広域組合			○										水原町ほか	豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。 また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。
巻町外三ヶ町村衛生組合							○	○		○			巻町	岩室村、西川町及び湯東村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。 また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。
新潟県交通災害共済組合（※）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県内市町村	白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
新潟県西部広域消防事務組合							○						吉田町ほか	岩室村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。 また、合併後も負担金の算出にあたっては、合併前の人口等の数値を基礎とする。新規施設の建設や大規模改修の負担、組合の存廃、将来の脱退に関しては、構成員・組合事務局と今後協議を行う。
新潟県消防団員等公償組合（※）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県内市町村	白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
新潟県市町村職員共済組合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	新潟市以外の県内市町村	白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。 ただし、その制度の内容については、今後検討する。
地方公務員災害補償基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全国都道府県・市町村	白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
新潟地域広域市町村圏協議会	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	新津市ほか	白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
県央広域市町村圏協議会							○						三条市ほか	岩室村は、合併の前日の終了をもって脱退する。
新津地域土地開発公社				○	○	○							新津市	小須戸町、横越町及び亀田町は、合併の前日の終了をもって脱退し、当該町域に係る財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。

一部事務組合等の名称	構成市町村等												調整方針案	
	新潟市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	岩室村	西川町	味方村	潟東村	月潟村	中之口村		その他
白根地域土地開発公社		○							○		○	○		合併の前日の終了をもって解散し、財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。
新潟圏阿賀北土地開発公社			○										安田町ほか	豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退し、当該市域に係る財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。
県央土地開発公社							○						三条市ほか	岩室村は、合併の前日の終了をもって脱退し、当該村域に係る財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。
西蒲地域土地開発公社								○		○			巻町	西川町及び潟東村は、合併の前日の終了をもって脱退し、当該町村域に係る財産及び事務は、全て新潟市土地開発公社に引き継ぐ。
新潟県国民健康保険団体連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県内市町村	白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
新津市小須戸町横越町亀田町介護認定審査会				○	○	○							新津市	合併の前日の終了をもって解散し、新潟市の制度に統一する。
分水町岩室村弥彦村介護認定審査会							○						分水町ほか	岩室村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
味方村、潟東村、月潟村、中之口村介護認定審査会									○	○	○	○		合併の前日の終了をもって解散し、新潟市の制度に統一する。
新潟県新津保健所管内市町村予防接種健康被害調査委員会		○		○	○	○							新津市ほか	白根市、小須戸町、横越町及び亀田町は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
新発田市豊栄市北蒲原郡予防接種健康被害調査委員会			○										新発田市ほか	豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
西蒲原郡予防接種健康被害調査委員会							○	○	○	○	○	○	巻町ほか	岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。

一部事務組合等の名称	構成市町村等												調整方針案	
	新潟市	白根市	豊栄市	小須戸町	横越町	亀田町	岩室村	西川町	味方村	湯東村	月潟村	中之口村		その他
新津市・小須戸町・田上町基幹水利施設管理事務協議会				○									新津市ほか	合併の前日の終了をもって解散し、新潟市が新津市及び田上町の事務委託を受けた上で当該施設を管理する。
市議会議員共済会	○	○	○										全国市	白根市及び豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
町村議会議員共済会				○	○	○	○	○	○	○	○	○	全国町村	小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
新潟地区消防応援協議会	○	○	○	○	○	○		○					新津市ほか	白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町及び西川町は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市は継続加入する。
中ノ口沿線消防応援協議会	○	○							○	○	○	○	巻・西川・湯東消防事務組合ほか	合併の前日の終了をもって解散する。
南部地区消防応援協定協議会							○	○					燕市ほか	岩室村及び西川町は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市がその地位を継承する。
県央広域市町村圏消防応援協定協議会							○						三条市ほか	岩室村は、合併の前日の終了をもって脱退する。
三市中東視聴覚教育協議会		○		○	○	○							新津市ほか	白根市、小須戸町、横越町及び亀田町は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
新発田市豊栄市北蒲原郡地区視聴覚教育協議会			○										新発田市ほか	豊栄市は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。
西蒲・燕視聴覚教育協議会							○	○	○	○	○	○	燕市ほか	岩室村、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村は、合併の前日の終了をもって脱退し、新潟市の制度に統一する。

(※) 新潟県自治会館管理組合、新潟県町村人事事務組合、新潟県町村職員退職手当組合、新潟県交通災害共済組合、新潟県消防団員等公償組合は、平成16年3月1日より統合し、新潟県市町村総合事務組合に移行する予定。

使用料・手数料の取扱い

調整方針案
合併時に制度の統一が可能なものは、新潟市の制度に統一する。 ただし、内容等に著しい差異があり、直ちに統一できないものは、当分の間、現行のとおりとし、合併後検討する。

項 目	個 別 調 整 方 針 案
税務関係手数料	新潟市の制度に統一する。
戸籍・住民基本台帳関係手数料	新潟市の制度に統一する。
狂犬病予防関係手数料	新潟市の制度に統一する。
鳥獣飼養登録票関係手数料	新潟市の制度に統一する。
一般廃棄物処理手数料(ごみ処理手数料)	当分の間, 現行のとおりとする。 ただし, 各市町村の状況を尊重しながら, 新市において早期に制度の統一を図るよう調整に努める。
出店許可証交付手数料	新潟市の制度に統一する。
農地関係手数料	新潟市の制度に統一する。
斎場使用料	新潟市の制度に統一する。 ただし, 火葬場以外の使用料については, 当分の間, 現行のとおりとする。
老人福祉センター使用料	新潟市の制度に統一する。 ただし, 個室の使用料については, 当分の間, 現行のとおりとする。
露店市場出店料(常置露店)	新潟市の制度を適用する。
露店市場出店料(定期露店等)	当分の間, 現行のとおりとする。
公民館使用料	当分の間, 現行のとおりとする。
体育館使用料(専用利用の場合)	当分の間, 現行のとおりとする。
体育館使用料(個人利用の場合)	当分の間, 現行のとおりとする。
体育館付属設備使用料	当分の間, 現行のとおりとする。
野球場使用料	当分の間, 現行のとおりとする。
庭球場使用料	当分の間, 現行のとおりとする。
プール使用料	当分の間, 現行のとおりとする。

公共的団体等の取扱い

調整方針案

公共的団体等については、一元化することが望ましいものがあることから、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努める。

○合併関係市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

なお、統合に時間を要する団体は、合併後、早期に統合するよう調整に努める。

○各市町村独自の団体は、自主的な判断に委ねる。

各種団体への補助金・交付金の取扱い

調整方針案

- 新潟市以外の合併関係市町村が、各種団体に交付している補助金等については、以下のとおり調整を図る。
- 合併関係市町村で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。統一までの当分の間は、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。
 - 各市町村独自の補助金については、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

町字名の取扱い

調整方針案

白根市, 豊栄市, 小須戸町, 横越町, 亀田町, 岩室村, 西川町, 味方村, 湯東村, 月湯村及び中之口村の町字名については, 各市町村の意向を尊重する。
ただし, 町名の重複等が生じないよう調整する。

慣行の取扱い

項目	調整方針案
姉妹都市等(国内)	横越町, 亀田町, 味方村及び月潟村の姉妹都市等(国内)は, 各市町村の地域の交流事業として継承していく。
姉妹都市等(国外)	豊栄市の姉妹都市(国外)は, 新潟市に引き継ぐ。
市町村民憲章	新潟市の制度に統一する。 ただし, 新潟市以外の各市町村民憲章は, 各市町村の地域の憲章として継承していく。 また, 合併後一定の段階で見直しを行う。
各種宣言	新潟市の制度に統一する。 ただし, 新潟市以外の各種宣言は, 各市町村の地域の宣言として継承していく。
市町村の木と花	合併後の市の木と花の制定にあたっては, 合併記念の一環として, 市民に公募し, 決定する。 ただし, 各市町村の木と花及び推奨の木と花等は, 各市町村の地域の木と花等として継承していく。
消防出初式	新潟市の制度に統一する。 ただし, 各地域においても, 必要に応じ出初式を実施する。
成人式	新潟市の制度に統一する。 ただし, 開催場所については, 合併後調整する。 また, 各市町村の事情によっては, 当分の間, 現行のとおりとする。